



行財政改善協議会委員を募集します

申・問 総合政策課 企画係 ☎75-2217



社会や経済情勢の変化に対応した、適正で効果的な市政の実現を目的に、市政改革の意見をより広くいただくため、行財政改善協議会委員を募集します。

■募集人数 2人（2人を超える応募があった場合は、書類選考を行います）

■任期

委嘱をした日（令和7年3月31日）

■応募資格

市内に住民登録がある満18歳以上の人

■委員報酬 協議会に出席した場合、1回につき5,100円を支払います。

■応募方法 応募用紙に、必要事項を記入のうえ、市役所3階総合政策課企画係まで提出してください。

応募用紙はホームページまたは総合政策課で取得してください。

■応募期間 6月3日（金）まで

多久市団結クーポン券（第2弾）を発行します

問 商工観光課 街づくり係 ☎75-2117



市内における消費を喚起し、地域経済や市民生活を支援することを目的に全市民へ3,000円分のクーポン券を4月28日（木）に送付しています（世帯主宛）。

■対象者

令和4年4月1日時点で住民基本台帳に登録されている全市民

■内容

1人当たり3,000円分（500円券×6枚・うち飲食店専用券2枚）

■使用方法 多久市商工会加盟の多久市

団結クーポン取扱店で1,000円以上のお買い物につき、1枚（500円分）使用できます。なお、飲食店では500円以上の飲食につき、1枚（500円分）使用できます。

■取扱店舗 多久市商工会加盟店舗（取扱店舗一覧はクーポン券に同封しています）

多久市商工会ホームページでも確認できます。



お知らせ

軽自動車税（種別割）の減免には申請が必要です

問 税務課 市民税係 ☎75-2126



身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている人が所有する軽自動車などのうち、一定の要件を満たす場合、軽自動車税（種別割）の減免が受けられます。

■申請の期限 5月31日（火）



◆減免の要件

- ①身体障害者などが自ら所有し、運転するもの
 - ②身体障害者などが家族所有の車両を運転するもの
 - ③身体障害者などの通院などのために身体障害者などと生計を一にする人が運転するもの
 - ④身体障害者などのみで構成される世帯の身体障害者などを常時介護する人が運転するもの
- ※②③④は、通院などの期間・回数が条件を満たす場合のみ対象となります
※普通自動車の減免および、福祉タクシー利用券との重複、軽自動車2台以上の減免はできません

障害の程度（等級）により、減免の可否が異なります。くわしくは、納税通知書に同封している「軽自動車税（種別割）減免について」をご覧ください。また、福祉課・税務課にもパンフレットを配置しています。